

第3回 国立公文書館分科会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成14年7月18日(木) 13:30～16:45

2. 場 所：国立公文書館4階会議室

3. 出席委員：外園分科会長、朝倉委員、大森委員、出塚委員

4. 議事次第

- (1) 業務の実績に関する評価基準に関して
- (2) 平成13年度業務実績報告書等に関して
- (3) 平成13年度財務諸表等に関して
- (4) その他

5. 議 事

外園分科会長 ただいまから第3回内閣府独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

なお、長倉委員は本日御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

議題に入る前に、7月9日、小泉総理大臣と各府省の評価委員会の委員長等との懇談がありました。内閣府からは朝倉委員長代理に御出席いただきましたので、懇談の概要につきまして簡単に御説明をお願い申し上げます。御参考に、当日の出席者名簿と翌日の新聞記事をお配りしてございます。

朝倉委員 当日、大森委員長代理として出席いたしました。新聞にもありますようにポイントはまず小泉総理からあいさつがありまして、当日午前の閣僚懇談会で特殊法人のトップ人事は官邸がチェックするという話をしたというような経緯を混ぜて、独法の評価についても現状を打破することを基本に取り組んでほしいというあいさつがありました。全体としては、要するに厳しく評価作業をやってほしいというような趣旨と承りました。出席された各省の委員長または委員長代理の何人かからは、幾つも抱えている独法の性格がそれぞれ違うので、どのような基準で評価するか苦しんでいるというお話や、あるいはまた毎年試行錯誤しながら3年くらいかけて仕上げていくしかないのかなというような苦慮しているようなお話もございました。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会の村松委員長からは、評価基準すり合わせのために一度各省の独法評価委員長全体で集まって意見交換をする場を持ちたいという提案

がありまして、これはやるとすれば大森委員長に御苦労いただく話でありますけれども、僭越ながら私も賛意を表明しておきました。以上でございます。

外園分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。最初に、業務の実績に関する評価基準の一部変更につきまして御説明いたします。お手元の資料1の「業務の実績に関する評価基準」の1ページの下から4行目の「分科会委員の協議により評価するとされている評価項目の場合」のところです、本日はこのところに修正案が出ておりますが、原案は日本語の表現としては余り適切ではない。例えば「全く満足できない」という項目がありましたが、その「全く」という表現は極端過ぎる文言ではないかと考え、このAからDの表現を次のように変更したいと思います。修正案のAは「大変満足のいく実施状況」、Bは「満足のいく実施状況」、Cは「やや満足のいかない実施状況」、Dは「満足のいかない実施状況」、特に御異存がなければそのように変更させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

外園分科会長 ありがとうございます。それでは、お配りしてありますとおりとさせていただきます。

次に、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。本日は、独立行政法人から最初に資料2の「実績報告書」、次に資料3の「項目別評価表」の御説明をしていただきますので、委員各位におかれましては実績報告書をごらんいただくとともに、お配りしてあります項目別評価表の右から3番目の枠の指標欄に委員各位の評価を御記入願いたいと思います。御記入いただいた資料を元に、事務局にて各委員の評価をまとめた総括表を作成し、次回分科会にお配りいたします。なお、その際の総括表は委員のお名前がわからないように作成いたします。

なお、本日及び次回8月14日の分科会はいずれも公開にて開催いたしたいと思います。本件につきまして御意見、御質問がございますでしょうか。何も無いようでしたら、次に平成13年度の業務実績につきまして国立公文書館から御説明願いたいと思います。最初に、国立公文書館の菊池館長からごあいさつがあります。

菊池館長 本日はどうもありがとうございます。館長の菊池でございます。今日は各委員の先生方、よろしく願います。

ごあいさつをする前に、私どもの方の出席者の御紹介をさせていただきます。私のこちら側が大濱理事でございます。

執行部として、役員というのは私と大濱理事、あとは監事で文田、新保と2人おられま

して、それを称して役員と申しています。

事務方といたしまして、私のこちら側が田島次長、石堂総務課長です。

順次いきますが、統括公文書専門官の長澤、首席公文書専門官の若山です。

大濱理事を挟みまして向こう側でございます。昨年 11 月 30 日に設置されましたアジア歴史資料センターの高川次長、業務課長の三島、つくば分館の土橋分館長でございます。

幹部の御紹介をさせていただきましたが、この場には、職員も同席いたしております。

お手元に今、分科会長から御紹介がございました業務実績報告書をお配りしてございます。合わせて主務大臣に提出いたしました財務諸表の簿冊もお手元にお届けしていると存じます。この実績報告書の 1 ページを、表紙をおめくりいただきましてごらんいただきたいと存じます。

まず「第 1 章 概況」、「第 2 章 体制の確立と充実」という章を特に設けさせていただきました。これは独立行政法人になって、実は独立行政法人という形で法人を立ち上げるというのはなかなか思っていた以上に大変なことでございます。登記から始まりまして、組織規則をつくったり、それから会計規則をつくったり、後ほど報告があると思えますけれども、56 本ぐらいの規則をつくらなければならない。それも早急にやらなければいけないというような状況で、そのための体制の確立と充実、それから業務執行体制も当然のことながら改めていった部分がございます。

第 3 章が公文書館の本来的な業務でございます「歴史公文書等の受入れ、保存及び利用」ということでございます。

第 4 章は「アジア歴史資料センター」、昨年の 11 月 30 日に設置されましたアジア歴史資料センターの活動の実績及びその経緯というようなものを記載してございます。

内容につきましては順次御説明申し上げるといたしまして、第 1 章の「概況」というところを御覧いただきたいと存じます。これは私どもの方の基本的な昨年度の概況であって、少なくとも私どもはこういう考え方で取り組んできたということでございます。昨年の 4 月 1 日、国立公文書館は独立行政法人として全く新たなスタートを切ったわけでございます。昨年ちょうど国立公文書館が昭和 46 年 7 月 1 日に発足してから 30 年に当たる年でございます。それで、30 年という記念すべき年であるとともに独法化されることに伴う、あるいはそれ以外の要素もあるのですが、国立公文書館法が改正をされて、それから 4 月 1 日からいわゆる情報公開法が施行されて、新たな公文書の移管制度による初めての各省庁からの文書の移管事務を実施することとなった年でございます。

これらの法律の施行によりまして、行政機関の保有するすべての行政文書については現用文書としては国民の開示請求権を認めて開示請求制度による開示がされるということに

なり、国民に対する説明責任を果たしていくということになりました。

一方、現用文書としての保存期間が満了した行政文書のうち、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等の保存利用機関に移管されて一般の利用に供される制度が確立した年でもございます。情報公開法が国民主権の理念にのっとり、国民に対する政府の説明責任を全うするものであるという考え方に立つものであるとすれば、公文書館が移管を受けた歴史公文書等を保存し、これを広く一般の利用に供していくということは、単に現在の国民に対する説明責任を果たしていくのみならず、将来の国民を含む我が国の歴史に対する説明責任を果たしていく大きな役割を担うものであるという認識で、私どもは新たな意識の下にこの館の運営に取り組む決意を固めたところでございます。

また、先ほど申し上げましたように11月30日には「アジア歴史資料整備事業の推進について」という閣議決定を受けまして、私どもの組織としてアジア歴史資料センターを開設して、我が国とアジア諸国を中心とする諸外国との関係に係る近現代の資料をそのままの形で国内外にインターネットを通じて提供していくという新たな役割、新たな使命が加わったところでございます。このような使命の重さを認識して、館の役職員全員が一体となってさらなる努力を重ねていく決意でございます。

先ほど申しましたように、独立行政法人として公文書館はスタートいたしました。国とは別人格の法人として自主性、自立性を発揮しつつその責務を果たし、創意工夫により効率的かつ柔軟に業務運営に当たり、公共性、透明性を確保して、国民により質の高いサービスを提供していくということが求められているわけでございます。独立行政法人としての初年度である13年度は、特に役職員の意識改革を図るとともに、法人としての新たな人事、労務、文書、会計業務等に係る諸制度の整備、習熟を図って、中期計画に定められた業務を適正に実施するために必要な組織、業務実施体制の確立をまず図ったわけでございます。

更に、業務の実施に当たっては四半期ごとの業務執行計画を策定して中期計画及び年度計画の業務執行の達成度を常時把握する体制を整備するなど、業務の計画的、効率的な遂行に努めたところでございます。

意識改革と一言で申しましても、これを実現するのは決してそう簡単なことではございません。全くの新たな組織づくりと人材を確保してから始めるというのではなくて、過去からの成果の積み重ねでございますし、それから長年この業務に携わってきた職員というのもございます。こういう既存の体制が昨日まで存在していた中で、新たな意識の改革と実施体制を図っていくためには、今回のような場合には困難はなおさらなものがござい

そのためには、私自身を含めて常に心掛けて努力してきたことを申し上げますと、まず改革の方向性というものをみんなが共有するということが一番大事だと思います。なかなか一気に進まないことについて、繰り返し繰り返しそういう認識を改めて持つということが2番目で、それをみんなが持つということが3番目に大事なことだと思います。幸いにして、役職員みんなでそういう認識を共有してもらった部分、完全とは申しませんが、随分そういうことが出来たと思っております。そういうような意識改革を踏まえて、今から申し上げますような形での業務的的確な遂行がおおむねなされたのではないかと私ども考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

外園分科会長 ありがとうございます。それでは、業務実績報告書等につきまして御説明願います。

資料2及び資料3に基づき平成13年度業務実績報告書等について国立公文書館田島次長及び高川アジア歴史資料センター次長が説明

菊池館長 以上、一方的に御説明申し上げましたけれども、最後に大濱理事から何か発言していただければと思います。

大濱理事 私、国立公文書館には専門職養成問題等の研究会に参加する中で関わってきました。日頃より国立公文書館という組織は本来、独立行政法人にはなじまないものだというふうに思っておりましたが、独立行政法人となり、理事ということになりました。

なぜなじまないかということ、国民への情報公開がきちんと機能するには、記録法なり記録管理法みたいなものがあって、きちんと記録が管理され、保存され、活用されるようなシステムがない限り、社会というのはきちんとならないのだということを常々言ってきましたが、現状はその部分が抜けております。そうした意味で言えば、記録を組織的に管理するには、国家の記録を一元的に管理する組織、会計検査院みたいに記録管理院的なものが必要です。その下に国立公文書館という組織があれば日本の社会というのは随分変わるのではないかということをおっしゃっていただきましたけれども、実際は独立行政法人になりました。

公文書館に理事として外から入ってきて思いましたのは、一つの組織を今までと全く別の新しい組織につくり変えるというのはものすごくエネルギーが要るわけです。しかも公文書の移管という問題で考えますと、旧来のやり方とは違い、より以上に難しくなっているのは、館の方に選別権がないため、各省庁が移管が必要とみなしたものを受け入れるということになっています。この状況をふまえて、より一歩踏み込んで必要な公文書の移管を求めるには、専門職、一般的に言えばアーキビストと称されるような方たちがそれぞれの行政組織の持っている個性と言いますか、どういうことをしてきた役所であるかについて

の情報をインターネットで検索するなりして、各々の担当部局にかかわる資料を集めるとともに、各省庁の廃棄文書目録を精査し、移管が必要と思われる公文書に網をかけ、移管対象とする作業をしなければなりません。こうした作業に大変なエネルギーを使って移管してもらったのが今度のものです。外の方から見ると移管文書が非常に少ないようにみられるかもしれませんが、その背景には、必要として指定したものが、期間延長して各省庁が残したという問題があります。ここには、日本の現状、記録管理の実態がうかがわれています。

それとともにもう一つ、重要な問題だと思いましたが、専門職のありかたです。旧来どうしても専門職というのは、公文書館とか文書館という組織は古文書を扱うところだと思われてきた部分がありただけに、歴史研究者というか、歴史学科卒業生が多い。それは悪くはないのですが、そうするとその専門職の研究課題は大学時代なり、大学院のときに自分が研究していた中世の何とかという歴史研究をすればいいのだというふうに思ってきた面があります。そういう点で言えば、今度独立行政法人として新しく出発するに際してあらためて専門職のありかたが問われました。アーキビストと称される人たちは別に歴史研究者である必要はないわけで、歴史的な感性というのは必要ですが、それとともに否それ以上に現在の行政というのがどう動いているかというのをきちんと見た上でないと選別できないということへの自覚が求められたのです。

そういうような意味における専門職としての自覚、自立が今あらためて始まったといえます。日本の公文書館では、この部分が非常に弱いわけですが、各府県だとか自治体の専門職あるいは自治体が抱えている専門職の問題にも共通した課題があるだけに、これからは公文書館のありかた、専門職の課題について国立公文書館として情報を発信していけるようになるのではないかと考えています。また、そうした意味で今年からは定期的に、研究連絡会をもち、それぞれの専門職の方たちを中心に、館が取り組むべき研究課題というものを館の職員全体で共有することで館としての目的性をはっきりしていくという動きにもなってきています。そういう点では、やっと日本のアーカイブズというものが自立といえますか、一人歩きをしていくし、更に言えば日本の社会では公文書館は非常に認知度が低い組織ですけれども、社会の根っこを支えるものとしての働きをする組織だということを広く世間に問いかけていくことにもなります。

よく1年で私はここまで、こういう新しいシステムが担う課題と意味をもった組織になれた。そういう点では菊池館長が言うておりましたような意識改革、そして館が抱える課題というものを全員が共有していく中で切磋琢磨していくと、そういうようなことが見えてきたのではないかなと思います。

ただ、それにしましても国立公文書館といわれていても、その組織は非常に弱体であり、国家の中での位置付けも低く、社会的な認知も非常に乏しい、そういう中での営みです。それだけに、公文書館固有の専門的その専門的な業務とともに啓蒙活動としては展示のようなもので館の諸活動を世間に知ってもらわねばなりません。そのため特別展を年2度と、更に夏休みには中高生の学習のために教科書でとりあげられている生の資料はこういうものですよというようなものも今年から展示していくことを始めるようになりました。そのため専門職を始め館の方は非常にオーバーワークですが、よく働いて下さると理事として感謝しています。それだけに実績報告にかかわる討議の中で自己評価はどうするかというときに、大学に勤めていた者の眼からみて、大学が独立行政法人になると、恐らくこんなにまでやる能力が大学にはないだろうと思いますから、そういう点では本当にマルAをあげてもいいのではないのでしょうかと言った一人であります。現在の日本の記録管理にかかわる現状をふまえ国立公文書館の在り方を十分にご理解いただきよろしく御評価いただければと思います。

菊池館長 どうもありがとうございました。

これをもって、私どもの方で用意いたしました業務実績報告書についての御説明は終わらせていただきます。なお、一言だけ付言をさせていただきます。大森委員長に提出いたしました公式文書にはなお書きで書いてございますが、この報告書の後ろのピンクの1枚のところに、これは若干異例なことかもしれませんが、あえてということで新保監事と文田監事からの強い御意向で「実施状況について」ということで業務監査あるいは会計監査をしていただいた監事のお気持ちということで後ろに報告書が添附されております。併せてお読みいただいて評価の参考にさせていただければと存じます。

質 疑

外園分科会長 ありがとうございました。御質問等がございましたら御自由にお願いたします。

初めに、私から何点か御質問を申し上げたいと思います。先ほどの館長さんのごあいさつのなかで、独立行政法人になって役職者の意識改革、あるいは改革の方向性を共有されたと言われました。抽象的な言い方ですけれども、独立行政法人になったときの館長さんのリーダーシップのあり方、一般職員に対して、あるいはまたどのようなところでリーダーシップを発揮されたのか、あるいは発揮しにくかったのか、具体的な事例があれば御説明願いたいと思います。

菊池館長 自分でリーダーシップがあるかどうかということをお答えするのは必ずしも適切でもありませんし、そこまで自信があるわけではございませんで、まさにそこは評

価委員会の先生方の評価に待ちたいところですが、少なくとも先ほど次長が業務の管理、執行体制の整備というところで申し上げましたように、いろいろな形のレベルでの会議というものを重ねまして、それで役員会、幹部会、毎週行っております連絡会議、それから昨年度末から開催することになりました研究連絡会議、その他、折々の機会を通じまして考え方というようなものを伝えていくということ、改革に向けての考え方を伝えていくということ、それに対していろいろな反発もありましょうし、館長は理解していないというようなこともあるかもしれませんが、考えてみればそういうやり方もあるねという形でみんな納得してくれる部分もあると思いますけれども、要するに議論をしていく過程の中であるべき公文書館の姿というものを浸透させていくということが一番だったのではないかと。そのときに、先ほどもちょっと私のごあいさつの中で申し上げましたけれども、肝心なところは改革の意識を徹底すると言ってもそれほど簡単な話ではございません。

そこで大変大事なものは、やはり改革の方向性をひとつ明確にするということです。これはまさに独法というのは何かということによってくるところだと思うのですが、1つは効率性であり、それから結果、リザルト・オリエンテッドといいますが、結果指向型である。それから利用者指向型であるという、この辺のところの3つであろう。効率的な運営、結果が出なければいけない、それから利用者本位、この3つの改革の方向性をはっきりするということで、やっていく上で人間ですから気持ちもなえることもありますけれども、それをなえないで、ぐれないで一貫して持っていく。それから、そういう意識をみんなで持っていくということが、できるだけ多くの人たちと一緒に仕事をし、汗をかいていくということだろう。それに尽きるのじゃないかと思っています。

外園分科会長 ありがとうございます。それから、業務実績報告書の14ページのところに、公文書に関し知見を有する者を専門調査員として委嘱するというのがありますが、これはどのような形でどういう方々に、いわゆる館独自で委嘱したのか、あるいはまたどなたかに相談なさったのか、それを教えてください。

菊池館長 概定に当たっての専門調査員というのは、閣議関係文書の取扱い等や、各省庁の文書について幅広く見る経験のあった退官後の人を専門調査員という形で非常勤でもって委嘱をいたしまして概定作業に取り組んでもらいました。

外園分科会長 これは辞令か何か出すのですか、それとも個人的に。

菊池館長 辞令は出しております。もちろん勤務条件も定めなければいけませんから、そういうことでちゃんと辞令行為をもって発令をいたしております。

外園分科会長 これは最後にお尋ねすべきことかもしれませんが、独立行政法人になってよかったこと、苦労されたことをお聞きしたいのです。何が変わったかというか、意識

を改革されたと思われませんが、随分御苦労はなされたことと思います。いわゆる外から見るといふか、私たちから見て独立行政法人になって何がどうなったのかということをお説明願いたく存じます。

菊池館長 まだ1年経過したばかりでございますから、独立行政法人になったメリット、デメリットというのを私が全部言えるとも思えませんし、まだこれだけで決断できないと思います。

それともう一つは、独立行政法人になったことの影響というのは館長にもあるでしょうし、職員にもありますし、その中間管理層にもある。それぞれの立場で独法になったことの職務上の影響というのはさまざまにあると思いますから、それらの総和がメリット、デメリットということだと思えますけれども、少なくとも私の立場でもって今まで私も役所に行って役所で物事を決めてやっていくということからすると、独立行政法人になったメリットというのも幾つかあります。

メリットは、例えば意思決定のプロセスが比較的短くて済むようになったので、決定したことが割合自己完結的に速やかに実施できるようになったということはいいいことかなと思います。それで、デメリットというのは先ほど次長が、あるいはデメリットと言っているのかどうか分かりませんが、少なくとも非常に仕事の部分で隔靴搔痒の感じになってきたというのは、例えば国とは別法人になりましたから従来でございますと総理府あるいは内閣府に直属している機関として各省庁に対して直接交渉といいますが、直接的な協議ができたのが独立行政法人になりましたから、それに伴いまして国立公文書館法第15条というので内閣総理大臣を常に別の行政機関の長として、それを媒介にして各省庁と文書の移管協議を行わなければならないというようなことになってきましたから、その分だけやはり時間と手間がかかりますねというようなことがございます。

それから、ほかには先ほどの意思決定プロセスが非常に早くなったということとの裏腹みたいな形ではあるのですが、例えば会計事務などをひとつ考えていただきますと、従来でございますとここだけで完結するわけではございませんから、会計の執行などというのはすべて官房会計課を通過していったわけです。ところが、ここで完結してしまいますから、ここの中でもって内部のチェック・アンド・バランスの体制をとらなければいけない。昔であれば庶務係一つで済んで会計の執行の決済を起し、官房会計課に依頼すれば、済んだのですが、そうではなくてここの中で決済も契約担当もしなければならぬし、支出もしなければならぬ。そうすると、同じ人にやらせるわけにはいきませんから必ず2人のチェック体制が必要になるというような面で、小さい組織の中でそういう管理要員みたいな形の人が増える。ところが、中期目標で示されているところによりますと、管理要員は

1 割削減しろというようなことを言われています。実際の体制と求められている事項とが必ずしも一致していないという部分での問題点はございます。

それから、これは私自身少し反省しなければいけないのかなと思っていますが、公文書館でやはり公文書についての専門的な調査研究をやっていくというのはかなり息の長い仕事だろうと思います。これは何も古書・古文書に限らず、やはり公文書について調査研究をやるというのはかなり息を長くやっていかなければならない仕事、調査研究かなと思いますけれども、それがメリットでもあるのですが、先ほど申しましたように独立行政法人の年度計画があり、四半期ごとの計画、進捗状況を把握してという形でやった場合に、息の長い調査研究みたいなものが果たして本当にそういう四半期ごととか1年とか、場合によると中期計画の4年とかということの中での適切な評価に耐えられるのか。あるいは、逆に言うともうそういう息の長い調査研究というようなものがないがしろにされてしまうということであるとすると、私ども調査研究の専門家ではないのでその部分がよくわからないところなのですけれども、そういう部分については心してかかっていかなければかえって本当の国立公文書館としての調査研究というものを殺してしまうことになるのではないかと。それを恐れるというようなことで、これはデメリットということではありませんけれども、心してかからなければならぬことだと自戒しております。

外園分科会長 私ばかりで申し訳ありませんが、最後に、アジア歴史資料センターについておたずねいたします。御説明をお聞きしますと非常に順調にいらっしゃると思うのですが、何ら課題はないのでしょうか、ということと、それから諮問委員会に御立派な先生方をお願いしていますが、これはどういう目的で、今後どのような形でこの諮問委員会を開いていくのかをお尋ねいたしたいと思っております。

高川次長 お陰様で今のところは非常に順調にいらっしゃるわけですが、やはりその時々の方々の御要望等々、あるいは国民の方々に本当にお役に立っているかどうかということは非常に重要なことだと思っております。とりあえずはデータベースの中身でございませぬけれども、質もさることながら量的にはまだまだ当初の目標だけでも3,000万画像近くございませぬので、これを今のペースでやっていきますと15年もかかってしまうということで、それはユーザーの方々から何とかならないかと言われておりますし、それから官房長官御自身もこんなことをやっているとはやはりお役人仕事だということになってしまうことを言っておられますので、何とかこれを少しでも早いペースでやっていきたい。

これは、やはり毎年の入力のペースを少しでも早めていきたいということで、非常に予算の方にも絡んでくる話でございませぬけれども、何とか各方面の御援助をいただきながら

データベース構築の速度を早めていきたいと思っております。

それから諮問委員会の方でございますけれども、これは先ほど館長の方からもお話がございましたが、世の中の流れもそうですし、それから私どもセンターといたしましてもいわゆるユーザー中心ですね。かつてはユーザー・オリエンテッドとか言いましたけれども、最近ユーザー・フォーカストとかユーザー・センタードということで、先刻館長と一緒に北京に参りました会議ではアメリカの方からユーザー・センタードと、日本語でよく自己中心、セルフ・センタードとか言いますけれども、ユーザー・センタード、ユーザー中心でいくのだというような言葉が出てきておるようでございます。そのような観点からも、やはり供給者側の自己満足ではなくてユーザーの方々のニーズをアドバイスしていただける方々ということを第一の観点にしております。

あとは、かなり最先端の分野でございますので、どうしても専門家でないといつていけないもの、1つはシステム情報工学であり、2つ目にはインターネット上の法律問題ということについても最先端のアドバイスをいただく必要があるだろうということで諮問委員会をつくらせていただきました。

大森委員 今回の評価表のうち、量的に把握するという点については、AからDまであって、それで100%の場合はAになる。それで、実施したものはAということで大体わかりやすいのですけれども、私どもが少し相談をしながらやらなければいけないことはまた独自で相談いたしますが、一番大きいのは12ページで、先ほど大濱先生からも御指摘があったことと関係し、館長が相当いろいろおっしゃっていることなのですけれども、13年度については受け入れたものについての処置はやられている。でも、全体の体制で言うと、これは過渡期だったということもあって、全体は必ずしもスムーズにいかなかったのです。いかなかった一番大きな理由は、今回の独法になった権限問題も絡んでいるし、各省庁の対応もあるしということだから、ここを今後どういうふうにやっていくのだろう。この12ページの説明を見る限りは、今回この点で言うと円滑に実施したとは思えない。

つまり、あなたの方に責任があったわけじゃないのです。これは制度の問題かもしれない。それでワンクッション置かれて、実質的には結局各省庁と協議をしなければならないし、各省庁の方も持って行ったところで大部分公表に直ちになると困るから、それならばとりあえず使う文書に入れておいて延期するという判断をされるでしょう。ナショナル・アーカイブとしてはここが一番問題なのです。ここを何とか打破しないと、今後同じ状況が続く可能性もあって、とりあえず来年度どうなるのか。来年度、今年一応やりとりしたものがきて一つの仕事として行われるかもしれませんが、本来ならば来るべき文書が来ないかもしれないですね。わかりませんが。

ここが、この館にとっては一番肝心なところなのです。要するに権限問題で、皆さん方の方から各省庁と直接折衝して協議をして、協議権があるわけじゃないのだけれども、何か契約みたいなものを結べないのでしょうか。官房が間に入って、官房で何かできるなどということはないわけでしょう。実質的に言えば、館でなければできないのでしょうか。これは一番私は問題だと思うのです。ですから、個別に今回13年度を見る限りはAかもしれませんが、全体としてAと言えるだろうかというのが根本的疑問なのです。この評価は皆さん方の御努力というよりも、全体の仕組みの中で動いた結果の事態についてどういうふうに考えるかということになりますね。それが私は一番見ていて気になるのです。それに比べれば、アジ歴の方は実に独法風の仕事で間違いなくとんとんと進んでいる。それはそれで独法風の仕事をきちんと能率よくおやりくだされば、あとは多分人とお金があればどんどん進むのですけれども、こちらは必ずしもそうじゃないのですよね。そこが一番問題なのじゃないか。何かここを打開できるような運用上の手法がないだろうか。公的理と権限問題は独法になったのだから必ずしもそうならないけれども、つまりこの館の性質上、これは困ると。何か違う仕組みでいろいろなことこちらが物を言えて円滑にいろいろなことが運んでくるような仕組みというのはできないだろうか。それを直ちに私もはどのような権限があるかわかりませんが、少し初発においてこの問題が起こった段階で物を言っておいた方がいいのじゃないかなという気がちょっとしたものですから、どういうふうに考えればいいかなと思ってずっとお聞きしていたのです。

菊池館長 今の大森委員長の御指摘は、確かにそういう部分がございます。それで、問題解決のために先ほど次長も申しましたように、13年度特有の現象で14年度はスムーズにいくのかということについては、これはやってみないとわからないのですが、13年度は1つは情報公開法が施行された日から移管という形になって、それを踏まえて前広に12年度に少し多く移管したようなところも、準備期間がございましたからあったのかもしれませんが、その辺のところの分析というのはまだ足りないといえますか、これはいろいろ要因はあろうと思います。

ただ、我々も、では手をこまねているかと言うとそうじゃなくて、今年度の実態について申し上げますと、昨年7月31日までに各省庁移管文書について内閣総理大臣に対して申し出てくれということを書いていまして、その移管事務連絡会議を5月10日に開催いたしましてやったのですが、今年は実際に7月31日といってもそれは無理だという各省庁の文書管理の実態、実務上の考え方から、これは少し延ばそうということで9月30日まで延期して、その代わり確実にやってくれということをやっているのが1つです。

それで時期をずらしたということと、その間ずっと手をこまねているのではなくて、

先ほど申しましたように文書管理に関する移管文書についてのガイドブックみたいなものをつくってそれを持参して、あるいは公文書館のこういうビデオを持参して各省庁の文書担当者、しかもそれは官房の文書窓口だけではなくて各現局の総務課などにいる文書管理責任者、担当者を集めてもらった席で移管事務の必要性というようなことについて周知を図るための会議を開催してもらっています。これは権限があるなしということではなくて、公文書館として官房の方の協力も得てそういうことをやっています。また、官房の方にも特にお願ひして、今年は内閣総理大臣からの公文書ということだけではなくて、官房の公文書館を所管している企画調整課の課長に公文書をもって各省庁に申し入れてもらっているというようなことで、制度的な形でもその努力はしてもらっています。

ただ、先ほど大濱理事がおっしゃったようなレコード・マネージメント、アメリカで言う情報公開法のもっと前に先立って記録管理法があったというような形での日本の実態と違いますから、情報公開法が突如として出てきて文書管理の定めというのは情報公開法第37条で規定されている。それを受けた形でもって、保存期限が満了したものについては公文書館で引き受けるという形になっていますから、従来情報公開法がなかった時代だったらもっと流れてきたのが、保存期間が満了しなければ公文書館の方に移管されなくなってきた。それはある意味で言うと制度的欠陥かと言われると、そういう部分もあるのかなというふうに正直言って思わざるを得ない部分があります。

しかし、それはそう言っていてもしようがないので、とりあえずそういうことでできることからやってみようと思います。その部分の評価については来年度以降の結果を見て自ら評価してみたいと考えています。

大森委員 こちらは別法人なのでしょう。国も一応法人格はあるわけだから、両者で契約を結ぶことはできますよね。何かできませんか。

菊池館長 契約というのは一つの考え方ではあると思うのですが、実際の文書管理権というのは各省庁の大臣が持っています。

大森委員 こちらに渡す渡し方とやり方等について、各省庁がばらばらに対応されると困るのですよね。素人考えですけれども、そういうことはできないものですかね。1年ぐらいい待ってみて様子を見てからでもいいと思います。

大濱理事 それともう一つ、私は見てあ然としたというか、知らなかったせいもあるのでしょうかけれども、各省庁でみんな文書管理規定は違うのですね。ですから、ここに非常に難しい問題があるのじゃないですか。だから、今年からやり出して本当に苦労をして専門職の方がやっているのは、それぞれのところに行ってある意味で言えば出前をしてお話を聞いていただくというところから始まるよりほかないというのが現状なのです。

大森委員 今ここでどうするという話ではないので、ちょっと違う大きい話じゃないかなと思いますが。

田島次長 あえて私の方で今回の移管事務の問題点をいろいろ申し上げたのは、ある意味では我が国のこういう全体の仕組みが問題になりますねということが多分に根底にあるということは確かなことでございます。それで、独法としての実施官庁側としては与えられた法律の範囲内でしか権限がありませんからその中でやるのですが、ただ、それで手をこまねているわけには今の制度はいかない。したがって、我が方は火中の栗を拾わざるを得ないという意味で苦勞をしましたよということを御報告申し上げたので、大森委員長のおっしゃるとおり、制度的な問題で、言ってみれば内閣府の制度官庁としてこういった実態問題をどうお考えになるのかということも踏まえて、今後検討していく必要はあるのだろうとは思いますが。

大森委員 評価をするときに、今のように限定した条件の中で達成し得たかどうかというのは、もうちょっと上位の目的に照らしたときにはむしろ課題というか、評価を下げておいた方が次の改定に向かいやすいということもあるのです。

下げろと言っているのじゃないのですけれども、こんなにオールAだと次の課題を設定してそれに向かうという話になりませんし、一番大きなところでAなのだけでも、注が付いているAもあり得るのじゃないですか。

菊池館長 それはそういう形で、あちらこちらで現行制度としての制度の欠陥みたいな部分について御指摘いただけるというのは、ある意味で言うと機運を醸成するという面からも大変我々にとって力強いことだと思います。

ただ、もう一つ釈迦に説法みたいなところがありますけれども、独立行政法人という制度を考えてときというのは、昔の特殊法人というのが自前でもって企画立案して業務を再現なく拡大していく。だから、実施と企画とを分けるのだと。独立行政法人、まさに独法というのは与えられた業務を忠実に執行していくのであって、新たな制度を企画したり改善したりというのは官の側がやるのだ、省庁の側がやるのだという形でもって、企画と実施とを分けたのが独法の制度の導入の一つの大きな要因であったことは事実なのです。そういうような形でもって1年たってみたところが、今の文書管理制度はよくないからということで、ここでもっていきなり声を挙げるということが果たして制度に照らしたときに世の中にどう受け止められるかなという部分はあります。

大森委員 それは私どもの方の役割ですよ。今のような話は、こちらの現場の方から気が付いた問題についてこれをどう解決すればいいかというところは、それこそ企画立案じゃないですか。それを受け取って決定するところがあってもいいけれども、企画立案の機

能が一切ないなどという実施機関があるなどということは世の中にあり得ません。だから、建て前は大きく分けただけですから、特にこの領域は今のようにならざるを得ないわけですから、それはやはり早い段階でちゃんと注意を喚起して、もしこれが数年続いて問題が起こるようだったらそれを正すべきである。何か改善策をやるべきであると私は言うべきではないかと思っています。

外園分科会長 そうですね。中期計画期間の評価をする時にでも、評価委員会としてどこかに付言なり具申なりしないといけないかもしれません。公文書館が努力されていることはわかりますが。

朝倉委員 経過的時期といいますが、また立ち上げ、それから再編は大変だったと思うのですが、そこがなくなると大分仕事量としては楽になるということですか。

菊池館長 楽になっているかどうかというのは向こうの方に座っている実際にやってくれている人たちに聞いてみななければいけないと思いますし、そんなに楽になっているわけじゃないと思いますけれども、ただ、少なくとも昨年の立ち上げのときは、例えば会計事務にしても、あるいは庁舎の建物にしても登記から始まって、会計についても規則をつくって、独法前は官房会計課だったのが、独法後は契約を全部館と個別にやらなければならない。電力代などというのは後になって月に請求がくればそれは一括して払えばよかったのですけれども、今度は3月31日で切って4月1日以降は独法の金という形で経理区分も変わってくる。規則もつくらなければいけない。これは一時的に集中しましたから相当大変でしたが、その部分が今年はないねという意味で言えば楽になりました。

それからもう一つは、アジア歴史資料センターを11月30日をターゲットにしまして立ち上げるために、随分これもまた新たな契約とか、備品の調達とか何とかというのをその度にみんなやらなければならない。これが少なくとも今年は新たな物品調達みたいなものが集中的にくるということは多分ないのじゃなからうか。そういうような意味で言うと、かなり仕事の量としてはノーマライズした形にはなっているかもしれません。

ただ、契約だとかというのはその都度入札したり、公告したりしなければなりません。それで、独法になったから何でも自由な会計になるかということ、会計の面だけ言っていますけれども、やはり官庁と同じような形でWTOの政府調達コードみたいなものの適用はありますから、一定金額以上のものを入札するときには国際入札に付きなければいけませんし、官報に公示しなければいけません。それから、いわゆる環境にやさしいというような形のグリーン購入法で購入目標をつくりなさい。これもどうかとか、中小企業の受注機会の確保に関する法律、これに基づきます中小企業の製品の調達割合みたいなものも示しなさいというような形で、そういうような官庁にかかっているのと同じようなものがかか

ってきていることも事実でございます。そういう意味で言うと過剰な部分もありますけれども、去年のそういう立ち上げのときとか、アジ歴を設置する前というような形での過剰なものは一段落したと考えています。

出塚委員 事業実績報告の中では長期的に判断すべきだというのはまさにそうであって、今期だけで判断できるかといったらそうはいかないだろうし、今期についてはやはりおっしゃっているようにAという判断でいいのだろうと思うのです。ただ、長期的に先ほど大森先生から言われたように課題としてどうなのか、こういうことがあるのじゃないかということは、やはり申し上げておく方がいいだろうと思います。

それから、会計的にさっき非常に複雑になってきたというのは、まさに複雑になったと思いますが、これはデメリットではなくてメリットであって、複雑になったということは自己で全部会計処理を適正にやるために分けて管理するということは必要なのですね。今まではそれがなかったということがよかったかという、むしろ会計というのは分離して適正に内部統制が必要なものであって、そういうふうに言うとこれはやはり複雑になったのであろうけれども、それは必要なことだろうと思うので、自己チェックをするという意味ではやはりその方がいいのだろうと。将来的に向かっても必要だろうと思うし、それはそれで当然に必要なのだろうと思います。

あとは私の方で申し上げるようなことは余りありませんけれども、気が付いたところはそんなところですよ。

外園分科会長 それでは、平成 13 年度の財務諸表につきまして御説明願います。

資料 4 に基づき平成 13 事業年度財務諸表について国立公文書館田島次長が説明

質 疑

外園分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

大森委員 たな卸の書籍というのは売れるものなのですか。

田島次長 ここにございます幾つかの本を出していただきましたが、ここで持っている本の中で内閣文庫という明治時代からのものがございます。あの中にはかなり貴重な書類がありまして、その道の先生方からすると是非手元に置いて常時勉強したいという方が結構いらっしゃる。かつてそういう方たちの御要望におこたえするということで複製本を作りまして実費販売をやっていたものでございます。これは極めて利用が限られているものですから、そう一遍にベストセラーになるようなものではございませんで、場合によっては 50 年、100 年かけてさばっていくというふうな性格のものだと我々としては理解しています。

それで、印刷をするときに売れる見込みだけを作れば残は残らないのですが、そうなる
と印刷コストがえらく高くてつきまして1冊当たり何万円にもなってしまうということがあ
ります。そうすると、経済効果の一番いいところで、普通で言いますと1,000部ぐらい作
ると経済コスト的にはいいということで、そういうふうにしたものですからそういう残
がかなりあるということございまして、これは少しずつ売れていくということで今年も
結構売れてはございますが、そういうものを引き継いでいるということございまして。こ
れはもともと販売目的に作ったものですから、たな卸資産として、いわゆる商品として管
理をしているということございまして。

大森委員 これからもこういう貴重なものは出版されていくのですか。

田島次長 御要望に応じてやっていこうと思いますが、独立行政法人になったというこ
ともあって、やはり安い頒布価格でしようとするとう部数を増やす。部数を増やすと在庫が
いっぱい残るということになって、見方によっては不良在庫を抱えるということになりま
して、痛しかゆしのところがございます。

ただ、かなり御要望があるものについてはやはり作っていく必要があるだろうとは思
っています。

大森委員 こういうものは私どもも出版の人たちと話していると大変なのですよね。学
術書というのはほとんど売れないのですね。だから資産なのだけれども、本当はそんなも
のは資産というか、負担というか、わからない。しかし、こういう貴重なものについては
余りかたくなに考えないで、むしろ息の長いようにきちんと若干PRしながらさばいてい
くということでしょうね。

外園分科課長 歴史学界では、最近、公文書館はこういう良いものを出されていないな
と言っています。『朽木文書』などというのは再版してもまた出ると思います。私も公文書
館のものは随分買っています。しかし、今は公文書館の事情を存じ上げているだけに出版
していただきとは言えませんが、やはり学界とすればそういう要望は強いです。

田島次長 その辺は十分対応してまいりたいと思います。PRについてはインターネット
でこういう本がありますよとかPRしたり、常設展示のところに置いたり、それからこ
こにちょっと張らせていただきましたのは正保年間につくった城絵図、今から200年ぐら
い前につくられた全国の城絵図なのですが、従来はこれをセットで売っていたのです。毎
年の予算で作ったときに、今年は3部つくるとか、3つの資料をつくるというと3枚ワン
セットで3千数百円で売っていたのですが、やはり高いということと、購入者が欲しくな
い資料まで入っているみたいなのがあって、大変な作業だったのですが、それを全部今
度はばらしまして1枚1,000円という値段を付けて売りました。300枚近く今年度だけで

売れまして、ヒット商品です。

外園分科会長 何かほかに御質問等がありましたらお願いいたします。

最後に、長倉委員が御欠席ですが、ビデオを有償で配布したらどうかという長倉委員のお考えはどのように検討されていますか。

田島次長 今その方向で検討しています。

外園分科会長 ありがとうございます。今後更に御質問等がありましたら事務局までお願いいたします。

なお、主務大臣が財務諸表を承認するに際して評価委員会の意見を求められておりますので、この関係の御専門であられます出塚委員に御検討いただき、それを受けまして評価委員会としての意見をまとめたいと思いますが、出塚委員お願いできますでしょうか。

出塚委員 はい。

外園分科会長 ありがとうございます。

それでは、今後の予定につきまして事務局から御説明願います。

河合政策評価官 今後の予定につきまして御説明させていただきます。

本日、説明がございました13年度の業務実績につきましては、各委員の先生方におかれまして各項目の指標ごとに評価をしていただいたものを8月8日ぐらいまでに事務局までお送りいただきたいと存じます。事務局といたしましては、先生方の評価をまとめた総括表を作成いたしまして次回の分科会に提出いたしたいと存じます。その際の総括表は分科会長からも御指示がございましたとおり、委員の各先生方のお名前はわからないような形でまとめたいと考えております。

次回は今、申し上げました総括表に基づきまして評価項目の評価について分科会として確定いただくような作業をお願いし、併せまして、総合評価につきまして総合評価表に基づき御審議いただき、最終的には独立行政法人国立公文書館、それから総務省の審議会の方へ通知をいたしますので、その御審議をいただきたいと思っております。また、財務諸表の主務大臣承認に際しましての評価委員会としての意見を次回御審議いただければと存じます。審議いただく事項が多くて申し訳ございませんが、よろしく願いいたしたいと存じます。以上でございます。

大森委員 一言申し上げます。今のように、これは全体の運用にかかることですが、ここから出発していますので、私どもが評価をする時の手続きというか、プロセスなのでありますが、今日御説明いただきましてそれぞれがどういう判断をするかということでございますが、基本はだれがどういう評価をしてどういうコメントを付けたかというだれがではなくて、どういう事柄に気が付いたかという、その事柄の方を重視するという

意味で言えば、必ずしも個々の委員のメンバーのお名前が出るのが目的ではないのじゃないか。むしろできるだけ評価を客観的公平にする。そして、もし課題があるならばどうすることが大事かということが残ることの方が大事ですし、そして当然ながらこちらの方で評価したことは独法の方にも伝わるわけです。

しかし、片一方で情報公開の流れで言えば会議の議事録も公開にするという原則に立っていますし、その間でどういうやり方が妥当であるかということですので、場合によると少し実施機関側はどなたがそういう意見を言ったかということはお聞きになるかもしれませんが、そういう方式をとりませんので、今回はどういうことが全体として問題になって、私どもはどういうふうに協議をしたかということについてお伝え申し上げるといふ趣旨でございますので、そのことを少し実施機関側も御理解いただければと思いますし、これは評価全体の在り方に関わるものですから、ちょっと一言私からも申し上げておきたいと思います。

諸先生方もそういうおつもりで忌憚のない御意見を寄せていただいて、全体として協議をしてまとめ上げるというのが一番公平ではないかという趣旨でございます。そういうやり方を今回はとらせていただくということで、内々に御相談申し上げます。

外園分科会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

最後に、5月16日の第2回分科会の議事録をお配りしてあります。必要な修正は終了しておりますので、念のためにざっと御確認いただきまして、これでよろしければ公開させていただきます。以上で本日予定された議題はすべて終了いたしました。長時間にわたり御審議、御説明いただき、厚く御礼申し上げます。

次回の分科会は8月14日13時30分から内閣府庁舎5階特別会議室で開催させていただきます。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(了)